

# 海上工事作業に伴う許可手続き等の手引き

令和6年2月

監修 尾鷲海上保安部 交通課

# 目次

## 第1章 適用法令

第1節 概説 .....	1
第2節 海域と適用法令 .....	1
第3節 港則法と港湾法との関係 .....	2

## 第2章 港則法に基づく許可申請要領

第1節 工事・作業許可申請 .....	3
1 根拠 .....	3
2 申請が必要となる港 .....	3
3 工事・作業の範囲 .....	3
4 申請書の提出時期等 .....	4
5 申請書の様式、提出部数 .....	4
6 申請者 .....	4
7 申請書の宛名及び提出先等 .....	5
8 申請書の提出・許可書の受理方法 .....	5
9 申請書の記載要領 .....	5
(1) 工事（作業）許可申請書 .....	5
(2) 工期延期許可申請書 .....	8
(3) 工事（作業）内容変更許可申請書 .....	8
(4) 使用船舶（機械）変更届 .....	9
(5) 工事（作業）着手届 .....	9
(6) 工事（作業）完了届 .....	9
10 申請書の記載例 .....	10
(1) 工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例 .....	11
(2) 作業許可申請書（深淺測量、潜水調査）の記載例 .....	16

## 第2節 行事許可申請

1 根拠 .....	19
2 申請が必要となる港 .....	19
3 行事の範囲 .....	19
4 申請書の提出時期等 .....	19
5 申請書の様式、提出部数 .....	19
6 申請者 .....	19
7 申請書の宛名及び提出先等 .....	19
8 申請書の記載要領 .....	19

## 第3章 留意事項等

第1節 許可に係る留意事項	22
1 申請時の留意事項	22
2 許可後の留意事項	22
第2節 港則法等適用海域以外の海域における工事・作業等	23
1 工事・作業の届出	23
2 行事の届出	23
第3節 その他の留意事項	23
1 使用船舶	23
2 土砂分析表	23
3 磁気探査	23
4 海洋施設の設置	24
5 水路業務法に基づく許可申請	24

## 第4章 資料

第1 港則法適用港一覧及び港域図（尾鷲海上保安部管内） （尾鷲港・引本港・長島港・木本港）	25
第2 尾鷲海上保安部の管轄区域	28
第3 水底土砂に係る判定基準	29
第4 利用海図一覧（尾鷲海上保安部管内）	30
第5 第四管区海上保安本部『海の相談室』利用案内	30
第6 水路図誌販売所一覧	31
第7 第四管区海上保安本部管内の海上保安部署	32
第8 申請書等の書式	
(1) 工事許可申請書	33
(2) 作業許可申請書	34
(3) 工期延期許可申請書	35
(4) 工事（作業）内容変更許可申請書	36
(5) 使用船舶（機械）変更届	37
(6) 工事（作業）着手届	38
(7) 工事（作業）完了届	39

# 第1章 適用法令

## 第1節 概説

海上における船舶の交通ルールを定めた法律には、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」の3つがあります。

海上で行われる工事・作業又は行事といった行為は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、「海上交通安全法」及び「港則法」により許可、届出等が義務付けられています。

工事・作業又は行事の実施者は、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があります。一般的に工事・作業又は行事を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒船の配備、関係者に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

許可申請、届出に際しては、これらの事項に留意して作成して下さい。

(※) 尾鷲海上保安部管轄内には、「海上交通安全法」適用海域はありません。

## 第2節 海域と適用法令

尾鷲海上保安部管轄内の海上において工事・作業又は行事を行う場合の適用法令は、次表のとおりでその海域により適用法令が異なり、様式、宛先等もそれぞれ定められています。

海 域	適用法令と条文	申請様式	申請先（宛名）
特定港以外の港則法適用海域又は同海域境界付近	港則法 第31条第1項、 同法第45条	許可申請	海上保安部長
全海域（海岸線に重大な変化を生じる場合）	水路業務法 第19条	通報	海上保安庁長官 （第四管区海上保安本部長経由）

※「特定港」とは、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、政令で定めるもの（港則法第3条第2項）をいい、特定港には海上保安庁法第21条に基づき海上保安官の中から任命された「港長」が置かれています。

尾鷲海上保安部管轄内には、「特定港」はありませんが、「尾鷲港」、「引本港」、「長島港」及び「木本港」の四港が港則法適用港となっています。

※港則法が適用されない海域で行われる工事・作業・行事につきましては、基本的に許可申請・届出等の義務はありませんが、工事・作業・行事中に事故が発生した際に迅速な救助活動等を行う見地から、場所（可能であれば位置図を添付）、期間、作業内容（概要）、方法及びその他（使用船舶、緊急時の連絡先）等を記載した「お知らせ」の提出をお願いしています。

### 第3節 港則法と港湾法との関係

「港湾法」は港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに航路を開発し、及び保全することを目的とする法律であり、公物たる港湾の管理法的性格を有するもので、一方、「港則法」は港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的とした海上交通に関する法律であり、港湾法の定める港であるかを問わず適用されます。

## 第2章 港則法に基づく許可申請要領

### 第1節 工事・作業許可申請

#### 1 根拠

港則法第31条（工事等の許可）

1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条（準用規定）

第31条の規定は、特定港以外の港について準用する（抜粋）。

#### 2 申請が必要となる港

第四管区海上保安本部管内（愛知県、三重県、岐阜県）での申請が必要となる港は

愛知県（特定港）・・・・・・・・名古屋港、衣浦港、三河港

（特定港以外の港）・・・・常滑港、内海港、豊浜港、師崎港、篠島港、一色港、吉田港、東幡豆港、泉港、福江港、伊良湖港

三重県（特定港）・・・・・・・・四日市港

（特定港以外の港）・・・・桑名港、千代崎港、津港、松坂港、宇治山田港、鳥羽港、波切港、浜島港、五ヶ所港、長島港、引本港、尾鷲港、木本港、

岐阜県・・・・・・・・なし

であり、このうち、尾鷲海上保安部で申請を受ける港としては、「尾鷲港」、「引本港」、「長島港」及び「木本港」の四港になります。（第四章に掲載の「港則法適用港一覧及び港域図」参照）

#### 3 工事・作業の範囲及び適用される行為

1) 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設など痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。

2) 一般的に「工事」又は「作業」と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為、船舶の離着岸及び荷役など港内で通常行われる行為については除外されます。

3) 定置網漁業を営むために行う定置網の設置、海苔・かき・真珠貝等の養殖施設用の竹木材類の敷設、漁礁の設置などは、漁ろう行為の前提としてなされるものですが、当該行為は工事・作業に該当します。

- 4) 潜水して行うスクラップ採取、船底清掃等の作業は、器具使用の有無に関係なく作業に該当します。
- 5) 栈橋上の作業は、許可の対象となります。また、岸壁上の工事・作業についても工程上、作業船を使用する場合や作業資機材、油類の海上への落下防止及び流出防止の措置が必要となる場合には許可の対象となります。
- 6) 採水、採泥、潮流観測等のように、調査場所で一旦停止した状態で実施するような場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶が避航する必要があるなど船舶交通に影響を及ぼすことになるので許可の対象となります。
- 7) 特定港内で行われる端艇競争やヨットレース等の行事に伴うブイの設置については、行事及び作業許可申請書として、一括申請されても差し支えありません。  
特定港以外の港則法適用港においては、ブイの設置及び撤去に係る作業許可申請が必要となります。

#### 4 申請書の提出時期等

工事等の許可申請は、海上保安部長による審査、当該海域利用者への周知期間等を考慮し、原則として着工日の1ヶ月前までに提出してください。また、他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

#### 5 申請書の様式、提出部数

申請書は、所定の様式（A4縦版）により1部提出して下さい。なお、許可印等を押印した書類一式を希望される場合は、1部追加して提出してください。

#### 6 申請者

申請者は「工事又は作業をしようとする者」、つまり工事又は作業を実際に施工する責任者です。

即ち、当該行為の実施について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

従って、請負契約を締結し工事等の施工が一任されている場合には、その請負先（請負った者）が申請者となります。

なお、国又は地方公共団体の機関が直轄施工する場合には、許可申請ではなく海上保安部長等への「協議」となります。

## 7 申請書の宛名及び提出先等

- 1) 申請書については、尾鷲海上保安部長へ提出して下さい。

提出先	申請書記載の宛名	申請が適用される港の区域
尾鷲海上保安部	尾鷲海上保安部長	尾鷲港、引本港、長島港、引本港

- 2) 事務取扱窓口

☞ 尾鷲海上保安部 交通課 〒519-3614 三重県尾鷲市南陽町6-34 TEL 0597-25-0118 FAX 0597-22-0639
--

- 3) 事務取扱時間

受付時間は、平日(月曜日～金曜日)午前8時30分から午後5時00分迄です。

ただし、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月29日～1月3日)は取扱いません。

## 8 申請書の提出・許可書の受理方法

- 1) 申請書の提出方法

申請書は、事務取扱窓口へ直接提出して下さい。

なお、直接提出することができない場合は前項目記載の窓口へ事前に連絡し、提出方法を相談して下さい。

- 2) 許可書の受理方法

申請された工事・作業に対し許可された際、申請者(担当者)あて電話連絡しますので、連絡を受けた後、申請書を提出した窓口へ許可書を受け取りにお越しください。

なお、許可書の郵送を希望される方は、切手付返信用封筒を申請書と併せて提出して下さい。

## 9 申請書の記載要領

- 1) 工事(作業)許可申請書

工事又は作業許可申請は、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。」旨規定されています。

申請書の作成に当たっては、工事・作業の種類に応じて「工事許可申請書」又は「作業許可申請書」と題記し、次の項目を記載して図面等資料を添付のうえ提出して下さい。

### ① 種類

工事作業の主な種類を簡潔に記載する。

(例) 潜水作業、起重機船作業、深淺測量、浚渫作業、護岸築造工事など

② 目的

工事作業の施工目的を具体的に記載する。

③ 期間及び時間

海上及び船舶に影響のある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し予備日の設定があれば、その旨も明記する。

④ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離又は緯度・経度により特定し、XY座標の表示で工事等の発注を受けた場合でも方位・距離（緯度・経度）に換算して記載する。

なお、灯台等の著名物標とは海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く。）をいい、灯台の名称は灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 岸壁上又は海域を占有しない岸壁側傍での作業の場合には、海図に表示してある岸壁名に所在地を付して記載する。

ウ 工事等の位置が海図に記載されていない河川等の場合には、市販地図等を用いて実施場所の地名、地番、最寄りの橋梁などからの方位（上流、下流、東岸、西岸等の別）・距離を分かり易い方法で記載する。

エ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの図面を添付する。

⑤ 方法

ア 実施（施工）の順序に従い図面等を用いて具体的に分かり易く記載する。

イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

- ・ 工事・作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすと思われるもの
- ・ 大型作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤーの張り方
- ・ 工事・作業の進捗に伴う作業船等の配置状況
- ・ 作業船に積載する資機材等が、作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの
- ・ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法などについて明らかにする

ウ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑥ 危険予防の措置

ア 標識の設置

工事・作業を施工するに当たって、作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に標識を設置することは、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに、注意喚起を促し船舶交通の安全を確保するために有効な場合があり、これらの標識は、見え易く識別し易いものでなければなりません。

申請書への記載にあつては、設置場所に応じた標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質等）、個数等を明記する。

## イ 安全対策

工事・作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況
- ・作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ・工事標識等の流出防止対策
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・潜水作業、夜間作業時における事故防止対策
- ・中止基準（風速、波浪、視界等）
- ・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・工事変更、中断時等における措置

### ⑦ 緊急連絡系統

事故発生時等、緊急事態時の関係先への連絡系統を明確にする。

### ⑧ 連絡先

工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等を明記し、夜間連絡先も記載する。

### ⑨ その他

上記項目に該当しない必要な事項を記載する。

### ⑩ 添付資料

- ・現場位置図
- ・工事（作業）区域図又は位置図
- ・工事施工計画図（計画平面図、施工図、構造図など）
- ・状況図（工事標識・作業船・警戒船配置状況図など）
- ・船舶検査証書・船舶検査手帳・海技免状の写し
- ・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ・工事作業の契約（期間）が判るもの（契約書の写し等）
- ・他機関の許可書の写し（港湾管理者の工事・水域占用許可書等）
- ・水底土砂分析表（浚渫土、投入土関係）
- ・警戒船講習（管理・業務）受講証明書の写し

## 2) 工期延期許可申請書

この申請書は、既に海上保安部長等の許可を受けた工事・作業について、工程が遅れ許可期間内に完了せず、完了までの期間を延期したい場合に、次の項目を記載し、資料を添付のうえ工期期間内に申請して下さい。

① 工事（作業）名

② 許可年月日及び許可番号

③ 工事（作業）場所

④ 工期

既許可期間及び延期期間を記載する。

⑤ 延期理由

工期延期の理由を具体的に記載する。

⑥ 延期工事（作業）の施工方法

施工方法に変更がある場合には追記し既許可のとおりであれば、その旨を記載する。

⑦ 危険予防の措置（標識の設置及び安全対策）

延期に伴う措置があれば追記し既許可のとおりであれば、その旨を記載する。

（例：既許可第〇〇〇〇〇号のとおり）

⑧ 連絡先

現場責任者・担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載する。

⑨ 添付資料

延期に係る工程表、契約書の写し、他機関の許可書の写し等

3) 工事（作業）内容変更許可申請書

この申請書は、既に海上保安部長等の許可を受けた工事・作業について、工事（作業）の内容（施工方法等）を変更したい場合に次の項目を記載し、資料を添付のうえ申請して下さい。

① 工事（作業）名

② 許可年月日及び許可番号

③ 工事（作業）場所

④ 工期

既許可期間及び内容変更期間を記載する。

ただし工期延期の場合は、前記（2）の「工期延期許可申請書」となります。

⑤ 内容変更理由

内容変更の理由を具体的に記載する。

⑥ 内容変更工事（作業）の施工方法

施工方法に変更がある場合には、その内容を具体的に記載する。

⑦ 危険予防の措置（標識の設置及び安全対策）

内容変更に伴う措置があれば追記し、既許可のとおりであれば、その旨を記載する。（例：既許可第〇〇〇〇〇号のとおり）

⑧ **連絡先**

現場責任者・担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載する。

⑨ **添付資料**

内容変更に係る図面等

4) **使用船舶（機械）変更届**

使用する船舶又は機械類に変更及び追加がある場合に、次の項目を記載のうえ届を提出して下さい。ただし、既存の使用船舶等を大型化するなど、航行船舶等に影響を及ぼす場合には、前記「工事（作業）内容変更許可申請」の手続きが必要となります。

- ① 工事（作業）名
- ② 許可年月日及び許可番号
- ③ 工事（作業）場所
- ④ 工事（作業）着手日及び完了予定日
- ⑤ 変更期間
- ⑥ 変更理由
- ⑦ 変更船舶（機械）の要目
- ⑧ 添付資料

5) **工事（作業）着手届**

次の事項を記載のうえ、工事（作業）着工の前日までに提出（FAX可）して下さい。

- ① 工事（作業）名
- ② 許可年月日及び許可番号
- ③ 工事（作業）場所
- ④ 工事（作業）着手日
- ⑤ 工事（作業）完了予定日
- ⑥ 連絡先

6) **工事（作業）完了届**

次の事項を記載のうえ、工事（作業）完了後、速やかに提出（FAX可）して下さい。

- ① 工事（作業）名
- ② 許可年月日及び許可番号
- ③ 工事（作業）場所
- ④ 工事（作業）着手日
- ⑤ 工事（作業）完了日
- ⑥ 特記事項

注）工事等により現状の海岸線等に変化が生じた場合や顕著な工作物を設置した場合などには、その旨の記載及び竣工資料を添付して下さい（FAX不可）。

## 10 申請書の記載例

- 1) 工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例 . . . . . 11ページ参照
- 2) 作業許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例 . . . . . 16ページ参照

## 工事許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所 尾鷲市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

### 1 種類

起重機船等による岸壁改修工事

### 2 目的

老朽した尾鷲港〇〇岸壁を修復するため、コンクリートケーソン等の現施設を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、ケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。

（発注者：〇〇〇県）

### 3 期間及び時間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間

（予備日 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）

日曜日を除く毎日〇時～〇時、ただし、陸上より施工する上部工は〇時～〇時の間に実施

### 4 区域又は場所

尾鷲港〇〇岸壁前海域（作業区域図参照）

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ 尾鷲港第一防波堤灯台から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ロ イ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ハ ロ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ニ ハ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

### 5 方法

(1) 工事・作業の概要

老朽化した〇〇岸壁（前面水深DL-〇〇m、延長〇〇mDL+〇m）を修復するため、ケーソン等を撤去し、新たに基礎部の地盤を改良して基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を築造するもので、地盤改良船、起重機船、ガット船等を使用して下部工及び上部工を施工するものです。

(2) 撤去工

陸上からクレーン車にて係船柱、防舷材、上部ブロックを撤去し、背後に仮置きした後、バックホーで土砂、コンクリート殻（小割り）を撤去し、背後に仮置きします。なお、アスファルトは分別して陸上処理場へ運搬処理します。

次に岸壁背後に仮置きした土砂等の撤去物を作業状況図のとおり配置したクレーン台船により土運船（押船式、全長〇〇m）に積込み、〇〇まで運び陸揚げし、陸上処理場へ運搬処理します。

（作業状況図、土砂運搬経路図参照）

(3) ケーソン撤去工

起重機船を撤去状況図のとおり配置し、ケーソン〇〇函を吊り上げ撤去し、大曾根漁港北側のケーソン仮置場へ吊り運搬し仮置きします。吊上げ時は潜水士〇名により玉掛け作業を行います。なお、運搬全長は〇〇mとし、警戒船〇隻を配備し通航船舶の安全確保に当たります。

（ケーソン撤去状況図、ケーソン運搬・仮置作業図参照）

(4) 捨石撤去工

ガット船を作業図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石（約〇〇m<sup>3</sup>）を撤去し、〇〇埋立地に運搬（ガット船〇隻／隻、延べ〇隻）し、基礎石に流用するために投入します。

(5) 地盤改良工

サンドコンパクション（SCP）船〇隻を作業状況図のとおり配置し、北側から南側へ海底下〇〇mまで砂杭〇〇本打設します。砂は〇〇港からガット船により搬入（〇隻／日、延べ〇隻）し、ガットバージに瀨取り後、SCP船に供給します。

なお、地盤改良終了後、地盤改良状況を確認するため、セップ台船を使用して〇ヶ所でボーリング調査を実施します。

（杭打ち作業状況図、地質調査作業図参照）

(6) 盛上土撤去工

グラブ式浚渫船〇隻を盛上土撤去作業図のとおり配置し、DL-〇〇mまで盛上土を撤去します。撤去土は底開式土運船（曳航式、全長〇〇m）により〇〇埋立地へ運搬（土運船〇隻／日、延べ〇隻）し、埋立用材として投入します。

なお、別添のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。

（盛上土撤去作業図、運搬経路図参照）

(7) 捨石投入工

〇〇港からガット船により捨石を運搬（〇隻／日、延べ〇隻）して投入し、潜水士作業船を使用（〇隻／日、延べ〇隻）して潜水士により一〇〇mに均して基礎を築造します。

(8) ケーソン据付工

〇〇港北側に仮置中のケーソン〇〇函をクレーン船により吊運搬し、据付図の要領のとおり所定の位置に据付けます。運搬時の全長は〇〇mとして警戒船〇隻を配備して延べ〇〇日間行います。

据付時は、潜水士〇名により位置確認を行いながら実施し、据付後は、〇〇港からガット船で運搬（〇隻／日、延べ〇隻）した山土を中詰土として投入します。

（ケーソン運搬及び据付状況図、中詰作業状況図参照）

(9) 上部工

陸上で製作した型枠をクレーン船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリート船により上部コンクリートを打設します。

〇日間養生した後、陸上側から足場を掛けて作業員により型枠を撤去し、ガット船により背後に山土（約〇〇m<sup>3</sup>）を投入（〇隻／日、延べ〇隻）します。

（上部工作業状況図、深淺測量状況図）

(10) 深淺測量工

陸上側からユニック車を使用し防舷材及び車止めを取付けた後、測量船〇隻により作業海域の音響測深を行い、水深一〇〇mが確保されていることを確認するための管理測量を行います。

（深淺測量状況図参照）

## 6 危険予防の措置

### (1) 標識の設置

① 潜水作業中は作業船に国際信号書に定めるA旗を掲げます。

（注：岸壁から潜水を行う場合には、「潜水作業中」の横断幕を掲げる）

② 作業船には、海上衝突予防法に規定する形象物を掲げます。

③ 作業船が作業区域に夜間停泊する際は停泊灯を点灯するほか、他の航行船舶に支障なく海域を直射しないようにして甲板等を間接照射します。

また、アンカー明示位置として、灯浮標（灯色〇色、〇秒〇せん光）を設置します。

### (2) 安全対策

① 作業の現場責任者を配置のうえ、作業全般を監督し、事故防止に務めます。

② 施工に当たって、工事作業に従事する作業員には毎朝開催する朝礼にて、本事故防止措置を徹底し、作業船に本事故防止措置の写し、作業マニュアル、作業船運航管理規程、社内の指示事項文書等を手渡して事故防止を徹底します。

また、工事作業開始前に漁協等の海事関係者へ事前に周知します。

- ③ 作業中は、警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対してVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。
- ④ 撤去土砂の埋立地への投入に当たっては、発注者と協議し、埋立地施工管理者である〇〇(株)と調整のうえ、別添「土砂投入要領」に基づき土運船を運航して行います。
- ⑤ 施工に伴って発生する廃棄物及び油類等が海面に落下し流出しないように、瀬取り作業中は脱落防止シートを展張するほか、現場事務所にオイルフェンスを備え置きます。
- ⑥ 作業に当たっては、気象状況に留意し、気象警報発令時又は次の何れかの基準に達する場合には作業を中止し、作業船を〇〇海域へ退避させます。

作業中止基準

風速 〇m/s以上  
波高 〇m 以上  
視程 〇km 以下  
潮流 〇ノット以上

- ⑧ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに尾鷲海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。
- ⑨ 今回の施工部は、昭和〇〇年に築造された際、磁気探査及び床堀、土砂置換え工事を行っており、爆発物の異常点はありませんでした。
- ⑩ 埋立地の埋立用材に使用する土砂については、土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しております。
- ⑪ 工事許可書は現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑫ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に変更許可申請を行います。また、工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

## 7 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

## 8 連絡先

〇〇建設(株)

現場責任者 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (昼間)

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (夜間)

## 9 添付資料

工事位置図、作業区域図 (最大使用船舶の配置状況により決定すること。)

作業状況図（作業船係留図、運搬経路図、施工区域図、施工平面図、施工断面図等記載文書と関連させ、複雑な場合は色分けなどする。）

標識設置図、標識の仕様、土砂投入要領書、工程表、船舶検査証書・船舶検査手帳・海技免状の写し、警戒船講習受講証明書の写し、緊急連絡系統図、土砂溶出検査結果、契約書又は発注証明書の写し等

## 作業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所 尾鷲市〇〇町 〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇

### 1 種類

作業船による深浅測量及び潜水調査作業

### 2 目的

尾鷲港〇〇岸壁築造工事の事前調査を目的とした音響測深機による深浅測量及び潜水調査

### 3 期間及び期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間（予備日 〇月〇日～〇月〇日）  
作業時間 日出から日没までの間

### 4 区域又は場所

尾鷲港〇〇岸壁前面海域（作業区域図参照）

次の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域

イ 尾鷲港第一防波堤灯台から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ロ イ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ハ ロ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ニ ハ点から真方位〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

### 5 方法

#### (1) 深浅測量

測量区域のうち、護岸法線から〇〇m以内の区域は、測量船上からレッドで測量し、〇〇mより沖側の区域は、測量船搭載の音響測深機により測量します。

測量船は自船に搭載のGPSにより測量点に占位し、〇〇m間隔で護岸法線に対して直角方向に沖側から〇m毎の水深を測量します（測量区域図参照）。

（注：測量区域、測線、測量点を図示すること。）

## (2) 潜水調査

護岸から〇〇m以内の調査区域を赤旗で明示し、潜水作業船（潜水士〇名）を使用して、護岸の水面下の状態、海底堆積物の状況等を目視調査し、工事施工上の障害物等があれば適宜写真撮影をします（調査区域図参照）。

（注：調査区域、赤旗設置位置等を図示すること。）

## 6 危険予防の措置

### (1) 標識の設置

潜水作業中の作業船には、国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。

（注：岸壁から潜水作業の場合、「潜水作業中」の横断幕を掲示すること。）

### (2) 安全対策

① 作業の現場責任者を配置のうえ、作業全般を監督し、事故防止を図ります。

② 潜水作業中は専従警戒要員が乗船する警戒船〇隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名〇〇〇〇

業務講習受講番号 名古屋第〇〇号（令和〇年〇月〇日）

③ 測量作業中は見張りを厳重にし、他船の通航に支障がある場合は、作業を一時中止し、退避します。

④ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達する場合には作業を中止します。

作業中止基準

風速 毎秒〇〇m以上

波高 〇m以上

視程 〇km以下

潮流 〇ノット以上

⑤ 海域利用者とは、作業の実施について調整済みです。

（注：関係先との調整結果を具体的に記載すること。）

⑥ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに尾鷲海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。

⑦ 作業許可書は現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。

⑧ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に内容変更許可申請を行います。また、作業完了次第、速やかに完了届を提出します。

## 7 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

## 8 連絡先

〇〇建設株

現場責任者 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (昼間)

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (夜間)

## 9 添付資料

位置図、作業区域図（調査区域等明示）、作業状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧（船舶検査証書・船舶検査手帳・海技免状の写し）、施工体制図等の協力業者一覧、契約書又は発注証明書等の写し等

## 第2節 行事許可申請

### 1 根拠

#### 港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

### 2 申請が必要となる港

特定港・・・名古屋港、衣浦港、三河港、四日市港

(尾鷲海上保安部管内に特定港はありません。)

### 3 行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また、参加する船艇等が少数であっても水域を専用したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。

なお、船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、他の船舶に影響を及ぼさないので行事には該当しません。

### 4 申請書の提出時期等

### 5 申請書の様式、提出部数

} 「工事作業」の場合と同じです。  
(4ページ参照)

### 6 申請者

「行事をしようとする者」つまり、許可申請者は当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する方です。

### 7 申請書の宛名及び提出先等

申請者の宛名は特定港の港長となります。例えば名古屋港であれば「名古屋港長」となります。

提出先は、行事を実施する港を管轄する「海上保安部」となります。

事務取扱時間は、「工事作業」の場合と同じです。(5ページ参照)

### 8 申請書の記載要領

行事許可申請は、名古屋港等の特定港で実施する場合のみ必要となりますので、申請書の作成にあたっては、「行事許可申請書」と題記し、次の項目を記載のうえ

提出して下さい。

(1) **種類**

行事の種類を簡潔に記載する。

(2) **目的**

行事の目的を具体的に記載する。

(3) **期間及び時間**

行事の始期、終期の年月日及び時間を明確に記載する。

(4) **区域又は場所**

一定の海域を占有して実施する場合は、その区域を記載し、区域を設定せず船隊等を組んで航走する場合は、その航走経路を記載する。

(5) **方法**

① 行事の種類に応じた実施方法、実施内容を具体的に記載する。

実施計画書又実施要領等を作成した場合は、これを添付する。

② 参加人員、参加船艇（船名、要目等）を明確にする。

③ 次のような場合は、図面を作成する。

ア 行事の方法が船舶交通に支障をきたすと思われるもの

イ パレードを実施する場合の船隊構成及び航走経路

ウ 端艇競争を実施する場合のコース設定

エ 水上花火大会における危険範囲

(6) **危険予防の処置**

① **標識の設置**

行事实施海域に設定する標識及び参加船艇の識別標識等について記載する。

② **安全対策**

行事の種類、規模等に応じ、次の点に留意して記載する。

ア 船舶交通に対する事故防止対策及び警戒措置等

イ 行事参加者の危険予防措置及び連絡体制

ウ 事故発生時の対策及び連絡体制

エ 海域利用者への周知状況

オ 中止基準（風速、波高、視程等）

カ 行事の中止、変更等に対する措置

(7) **緊急連絡系統**

事故発生時等、緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

(8) **連絡先**

現場責任者等の住所・氏名・電話番号を明記する。

(9) **その他**

行事に関するその他の必要事項を記載する。

(10) **添付資料**

位置図、区域図又は経路図、標識配置図、花火大会実施時の危険範囲図、参加船・警戒船配置図、日程表又はタイムスケジュール、参加者名簿、参加船リスト、実施計画書又は実施要領等

## 第3章 留意事項等

### 第1節 許可に係る留意事項

#### 1 申請時の留意事項

- (1) 工事等の許可期間は、原則として1年以内とします。また、契約履行時期及び港湾管理者等の許可期限を超えての申請は許可できません。
- (2) 港則法適用海域、海上交通安全法適用海域など工事等の実施場所により手続き（許可・届出の別、提出先）が異なるので、申請書等を作成前に法適用海域及び場所等について確認して下さい。
- (3) 工事等の申請にかかる許可日は、海上保安部長等が当該工事の申請内容を審査し、また、周知時期等を考慮のうえ決定します。
- (4) 許可した工事等の書類は海上保安部長等の許可印を押印して交付するので、必ず工事等の着手前に提出窓口で受け取って下さい。
- (5) 申請要領等について不明な点があれば、遠慮なく申請事務取扱窓口である尾鷲海上保安部交通課（第2章第5節7（2）記載）までお問い合わせ下さい。

#### 2 許可後の留意事項

- (1) 許可証は、許可を受けた行為の行われている現場に携行して下さい。
- (2) 許可を受けた者は、海上保安部長等の許可条件及び指導事項を遵守して下さい。
- (3) 許可を受けて行われる行為が許可の内容と相違する場合は、遅滞なく一部変更の許可申請を行うか、又は新たに許可申請を行うようにして下さい。
- (4) 工事等に使用する資機材及び標識等の管理を十分に行うとともに、万一の流失等不測の事故に備え、必ず所有者名又は記号等を記入しておいて下さい。
- (5) 工事に着工する前に着手届を提出して下さい。  
また、工事が完了した場合は、工事等に使用した標識及び測量櫓等の設置物を撤去し、速やかに完了届を提出して下さい。
- (6) 一日作業等短時間の作業については、電話等により作業開始時間、終了時間及び作業中の異常の有無について報告して下さい。
- (7) 工事等に使用する船舶及び機械に変更又は追加があった場合は、使用船舶（機械）変更届を提出して下さい。  
なお、能力の優れた浚渫船や起重機船の導入等当該工事の施工内容自体に影響のある変更は、船舶交通の安全確保について検討する必要があるので、別途工事内容変更許可申請書を提出して下さい。
- (8) 工事作業中、事故等の緊急事態が発生した場合は、その旨海上保安部に速報して下さい。

## 第2節 港則法等適用海域以外の海域における工事・作業等

### 1 工事・作業のお知らせ（旧工事（作業）届出）

港則法等の適用海域以外の海域で工事又は作業を実施する場合には、法的な許可及び届出の必要はありませんが、尾鷲海上保安部としては、管内の港湾整備の進捗状況、工事状況等を把握しておく必要がありますので、お知らせとして提出するようお願いします。

この場合は、表題を「海上工事のお知らせ」又は、「海上作業のお知らせ」とし、許可申請書の記載要領に従い作成のうえ提出をお願いします。

### 2 行事のお知らせ（旧行事届）

港則法上、特定港（尾鷲海上保安部管内該当港なし。）以外の海域で行事を実施する場合には、法的な許可及び届出の必要はありませんが、尾鷲海上保安部としては、管内行事を把握しておく必要があります、また、行事の規模、内容によっては、海上保安部長公示による航泊禁止等の措置を執り通航船舶等の安全を確保する必要がありますので、お知らせとして提出するようお願いします。

この場合、表題を「行事のお知らせ」、宛名を「尾鷲海上保安部長」とし、行事許可申請書の記載要領に従い作成のうえ提出をお願いします。

## 第3節 その他の留意事項

### 1 使用船舶

工事・作業又は行事に使用する船舶は、有効な船舶検査証書を受有した船舶を使用して下さい。

漁船登録票の交付しか受けていない船舶（漁船）は使用できません。

### 2 土砂分析表

浚渫及び床掘土砂等の水底土砂を埋め立て用材として埋め立て予定地内に投入する場合、又は養浜、覆砂等による海水への影響が予想される場合は、事前に土質の溶出検査を行い、その資料を添付して下さい。

判定基準については、第4章 資料 第3「水底土砂に係る判定基準」のとおりです。

### 3 磁気探査

未掃海区域において、浚渫、ボーリング及び杭打ち等海底に衝撃を与え、又は海底をかく乱する工事等を施工する場合は、磁気探査（不発弾探査）を行う必要があります。

異常点を発見した場合は、海上保安部に速やかに報告し、その指示に従って下さ

い。

#### 4 海洋施設の設置

海上ボーリングに使用する作業檣は、その形態によって海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条に規定する「海洋施設」に該当し、同法第18条の2の規定により海上保安庁長官への設置届提出の義務があります。

該当する場合は、事前に尾鷲海上保安部に相談して下さい。

#### 5 水路業務法に基づく許可申請

深淺測量等の水路測量の実施にあたり、水路業務法第6条に該当する場合は、海上保安庁長官への許可申請が必要となります。

該当する場合は、事前に尾鷲海上保安部に相談して下さい。

水路業務法 第6条（海上保安庁以外の者が実施する水路測量）

海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

但し、学術上の目的をもって行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

水路業務法施行規則 第3条（許可を要しない水路測量）

法第6条の但書の規定により、海上保安庁長官の許可を受けることを要しない場合は、左の通りとする。

- 一 地球物理学、海洋学、地形学、地質学及び生物学の調査及び研究のために水路測量を行う場合
- 二 港湾施設施工のために水路測量を行う場合
- 三 百万分の一未満の縮尺図を調整するために水路測量を行う場合
- 四 前各号に掲げる場合を除く外、高度の正確さを必要としない水路測量を行う場合

## 第4章 資料

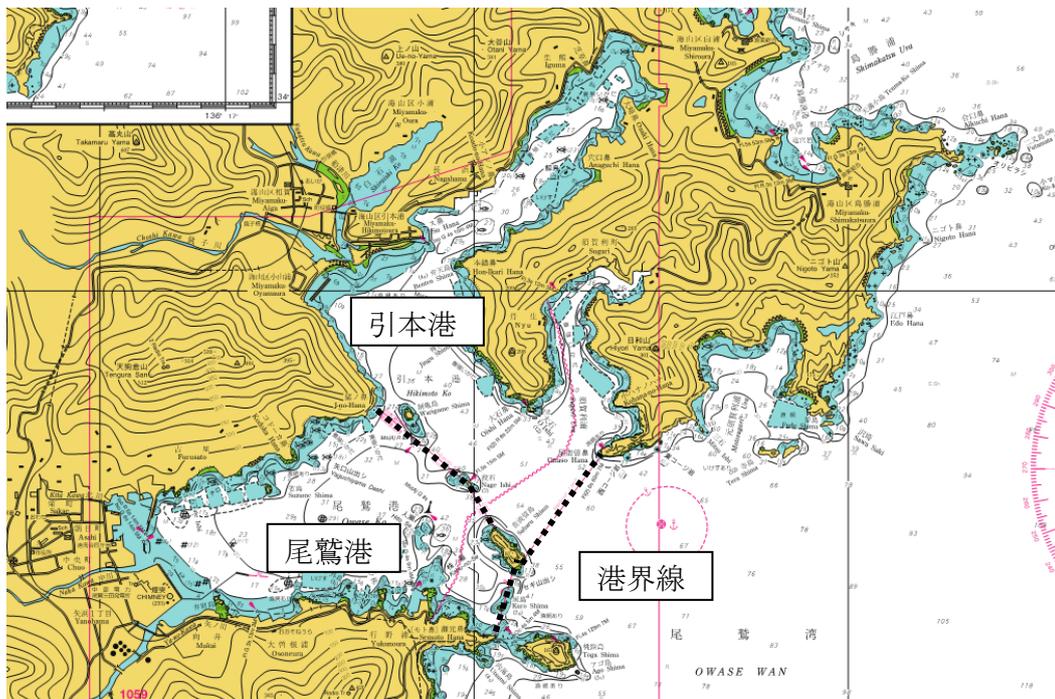
第1	港則法適用港一覧及び港域図（尾鷲海上保安部管内） （尾鷲港・引本港・長島港・木本港）	26
第2	尾鷲海上保安部の管轄区域	28
第3	水底土砂に係る判定基準	29
第4	利用海図一覧（尾鷲海上保安部管内）	30
第5	第四管区海上保安本部『海の相談室』利用案内	30
第6	水路図誌販売所一覧	31
第7	第四管区海上保安本部管内の海上保安部署	32
第8	申請書等の書式	
(1)	工事許可申請書	33
(2)	作業許可申請書	34
(3)	工期延期許可申請書	35
(4)	工事（作業）内容変更許可申請書	36
(5)	使用船舶（機械）変更届	37
(6)	工事（作業）着手届	38
(7)	工事（作業）完了届	39

# 第1 港則法適用港一覧及び港域図（尾鷲海上保安部管内）

港名	港域
尾鷲港	瀬元鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
引本港	尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻【北緯34° 5' 14" 東経136° 14' 12"】まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、船津川汐見橋及び銚子川銚子橋各下流の河川水面並びに白石湖水面
長島港	大崎三角点（136メートル）【北緯34° 10' 5" 東経136° 19' 56"】から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
木本港	鬼ヶ城三角点（154メートル）【北緯33° 53' 30" 東経136° 6' 48"】を中心とする半径2,000メートルの円内の海面

## 港域図

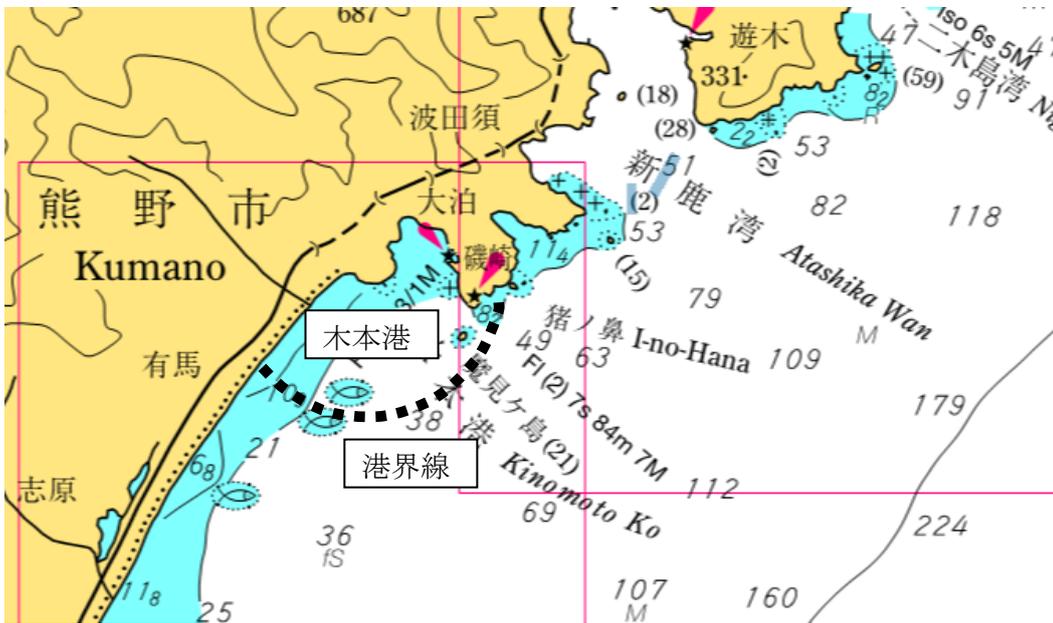
### 尾鷲港及び引本港



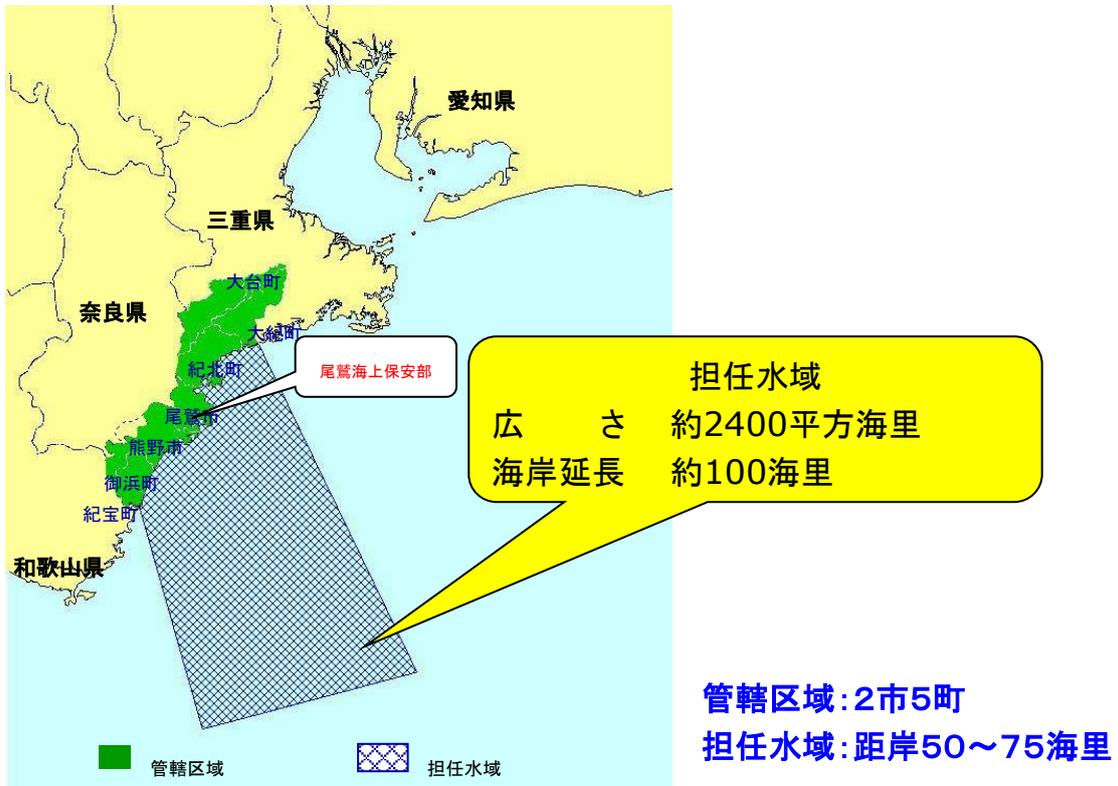
# 長島港



# 木本港



## 第2 尾鷲海上保安部の管轄区域



### 第3 水底土砂に係る判定基準

項	項 目	判 定 基 準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ以下
3	カドミウム又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下
4	鉛又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下
5	有機りん化合物	1 mg/ℓ以下
6	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ以下
7	ひ素又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下
8	シアン化合物	1 mg/ℓ以下
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ以下
10	銅又はその化合物	3 mg/ℓ以下
11	亜鉛又はその化合物	5 mg/ℓ以下
12	ふっ化物	15 mg/ℓ以下
13	トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ以下
14	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
15	ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/ℓ以下
16	クロム又はその化合物	2 mg/ℓ以下
17	ニッケル又はその化合物	1.2 mg/ℓ以下
18	バナジウム又はその化合物	1.5 mg/ℓ以下
19	有機塩素化合物	40 mg/ℓ以下
20	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
21	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
22	1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
23	1・1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ以下
24	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
25	1・1・1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
26	1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
27	1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
28	チウラム	0.06 mg/ℓ以下
29	シマジン	0.03 mg/ℓ以下
30	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
31	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
32	セレン又はその化合物	0.1 mg/ℓ以下
33	1・4-ジオキサン	0.1 mg/ℓ以下
34	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ以下

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令

(昭和48年2月17日 総理府令第6号)

#### 第4 利用海図一覧（尾鷲海上保安部管内）

海 図 番 号	海 図 名
W75	尾鷲湾及付近
W1059	尾鷲湾
W1060	長島港、二木島湾
W1073	賀田湾
W1058	熊野灘諸分図 (鵜殿港・吉津港・浜島港)
W93	大王崎至潮岬 (分図 木本港付近)
W76	赤石鼻至合口鼻 (分図 錦湾)

- ・海図番号欄の中で「W」は、世界測地系(World Geodetic System, WGS-84)海図を表します。  
(注意) 平成14年4月から、海で使う緯度・経度は全て世界測地系に統一されています。  
日本測地系海図は、平成14年4月から使えなくなっています。

#### 第5 第四管区海上保安本部『海の相談室』利用案内

★	問い合わせ先（第四管区海上保安本部海洋情報部）
	住 所 〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 別館 3F
	電 話 052-661-1611（内線 2511）
	F A X 052-654-2536
	E-mail <a href="mailto:sodan4@jodc.go.jp">sodan4@jodc.go.jp</a> （受付）
	受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前9時05分～午後5時50分
★	メニュー
	●水温、塩分、水深、潮流・潮汐 ●地質、測量、海上距離
	●日出、日入、月出、月入 ●海図などの刊行物ほか
	などです。
★	その他
	第四管区海上保安本部海洋情報部ホームページによる水路通報などの掲示も利用下さい。
	アドレス <a href="http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm">http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm</a>

## 第6 水路図誌販売所一覧

愛知県		
販売所	所在地	電話
旭運輸(株)	名古屋市港区入船2の4の6(名港ビル7F)	(052)661-1815
鹿児島船舶(株) 船用品課	名古屋市港区潮見町37の20	(052)614-5633
(株)ハリケーン	名古屋市千種区千種2の1の22	(052)741-7711
(株)ファストネット	蒲郡市海陽町2の1 ラグナマリーナ内	(0533)59-8299
(株)三河ヨット研究所	刈谷市港町3の12	(0566)23-9337
総合ポートサービス(株)	豊橋市明海町5の1	(0532)23-0281
半田港運(株)	半田町11号地1の4	(0569)23-2307
寺田産業(株)	半田市船入10の1	(0569)23-0725
マリーナ東海	西尾市東幡豆町緑ヶ崎1	(0563)62-4511

三重県		
販売所	所在地	電話
(株)ダイイチ	津市河芸町東千里845の3	(059)245-5501
石川商工(株)	伊勢市小木町57の1	(0596)36-1000
尾鷲石川商工(株)	尾鷲市港町4の1	(0597)22-1821
住中船具店	四日市市尾上町3の8	(059)352-5265
(株)大久保商会	四日市市尾上町16の3	(059)353-0141
伊勢湾マリーナ	四日市市天力須賀1の8の26	(059)364-0100
愛三商船(株)四日市支店	四日市市千歳町37(埠頭ビル3F)	(059)353-4556
旭運輸(株)四日市事務所	四日市市千歳町5の6	(059)353-5371
石川商工(株)志摩営業所	志摩市阿児町鵜方1376の3	(0599)43-3311
(株)志摩ヨットハーバー	度会郡南勢町船越3113	(0599)66-0933

## 第7 第四管区海上保安本部管内の海上保安部署

部署名	所在地	電話番号
第四管区海上保安本部	〒455-8528 名古屋市港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎	052-661-1611 ~ 1614 118 (緊急)
名古屋海上保安部	〒455-0032 名古屋市港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎	052-661-1615 052-661-4999 (緊急)
名古屋港海上交通センター	〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭3丁目1番	052-398-0712
衣浦海上保安署	〒475-0831 愛知県半田市11号地2番地 衣浦港湾合同庁舎	0569-22-4999
三河保安署	〒441-8075 愛知県豊橋市神野ふ頭3-1-1	0532-34-0118
四日市海上保安部	〒510-0051 三重県四日市市千歳町5丁目1番 四日市港湾合同庁舎	0593-57-0118 0593-53-4999 (緊急)
鳥羽海上保安部	〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383番28 鳥羽運輸総合庁舎	0599-25-0118 0599-26-4999 (緊急)
鳥羽海上保安部 浜島分室	〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島1161番地6	0599-53-0300
尾鷲海上保安部	〒519-3614 三重県尾鷲市南陽町6-34 尾鷲地方合同庁舎	0597-25-0118 0597-22-

		4999 (緊急)
伊勢湾海上交通センター	〒441-3624 愛知県渥美郡渥美町大字伊良湖字古山 2814-38	0531-34-2700

海の事件・事故は局番なしの 118 番 (携帯電話からも OK)

愛知・三重・岐阜県内から架電すれば、第四管区海上保安本部 (名古屋市) に架かります。

## 第8 申請書等の書式

### 工事許可申請書

令和 年 月 日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

- 1 種類
- 2 目的
- 3 期間及び時間
- 4 区域又は場所
- 5 方法
- 6 危険予防の措置

- (1) 標識の設置
- (2) 安全対策
- 7 緊急連絡系統
- 8 連絡先
- 9 その他
- 10 添付資料（図面等）

## 作業許可申請書

令和 年 月 日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

- 1 種類
- 2 目的
- 3 期間及び時間
- 4 区域又は場所
- 5 方法
- 6 危険予防の措置
  - (1) 標識の設置
  - (2) 安全対策

- 7 緊急連絡系統
- 8 連絡先
- 9 その他
- 10 添付資料（図面等）

## 工期延期許可申請書

令和 年 月 日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

- 1 工事（作業）名
- 2 許可年月日 令和 年 月 日  
許可番号 第 号
- 3 工事（作業）場所
- 4 工期  
既許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間  
延期期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
- 5 延期理由
- 6 延期工事（作業）の施工方法

7 危険予防の措置（標識の設置、安全対策）  
※新たなものがある場合

8 連絡先  
※変更がある場合

9 添付資料

## 工事（作業）内容変更許可申請書

令和 年 月 日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

1 工事（作業）名

2 許可年月日 令和 年 月 日  
許可番号 第 号

3 工事（作業）場所

4 工期  
既許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間  
内容変更期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間

5 内容変更理由

6 内容変更工事（作業）の施工方法

7 危険予防の措置（標識の設置、安全対策）

※新たなものがある場合

8 連絡先

※変更がある場合

9 添付資料

## 使用船舶（機械）変更届

令和 年 月 日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

1 工事（作業）名

2 許可年月日 令和 年 月 日  
許可番号 第 号

3 工事（作業）場所

4 工事（作業）着手日及び完了予定日

5 変更期間

6 変更理由

7 変更船舶（機械）の要目

8 添付資料

## 工事（作業）着手届

令和 年 月 日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

- 1 工事（作業）名
- 2 許可年月日 令和 年 月 日  
許可番号 第 号
- 3 工事（作業）場所
- 4 工事（作業）着手日
- 5 工事（作業）完了予定日
- 6 連絡先

## 工事（作業）完了届

令和 年 月 日

尾鷲海上保安部長 殿

申請者 住所  
氏名

- 1 工事（作業）名
- 2 許可年月日 令和 年 月 日  
許可番号 第 号
- 3 工事（作業）場所
- 4 工事（作業）着手日
- 5 工事（作業）完了日
- 6 特記事項

